

平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社

U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>

代表者名 代表取締役社長 大槻 利樹

(コード番号: 2148 東証マザーズ)

問合せ先 常務執行役員管理本部長 工藤 靖

(TEL 03-5293-2612)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定に基づき、取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 19 年 6 月 15 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 議案の内容

当社の取締役及び監査役の報酬額は、本年定時株主総会において、取締役の報酬額を年額 200 百万円以内（うち社外取締役 20 百万円以内）、監査役の報酬額を年額 40 百万円以内と改めさせていた
だく議案を予定しておりますが、上記金額とは別枠にて、取締役の業績向上に対する意識や意欲を
一層高めること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主価値の向上を意識
した経営を推進するとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションとしての報酬等
として下記の内容の新株予約権を、取締役について年額 35 百万円以内（うち社外取締役 10 百万円
以内）、監査役について年額 5 百万円以内の範囲内で付与したいと存じます。

本年定時株主総会へ付議予定の議案「取締役 3 名選任の件」が原案どおり可決されますと取締役
6 名（うち社外取締役 1 名）、また、現在の監査役数は 3 名であります。本年定時株主総会へ付議
予定の議案「監査役 2 名選任の件」が原案どおり可決されますと監査役は 4 名（現任監査役 1 名は
辞任による退任）となります。

上記新株予約権に関する報酬等の額は、各新株予約権の公正価値（ただし議案決定時におけるブ
ラック・ショールズモデルによる試算値）に、取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の予定上限
数を乗じた金額に経済情勢の変動を踏まえて算定したものです。

2. 新株予約権発行の要領

a. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 80 株を各事業年度における新株予約権の目的となる株式の総数の上限とする。

なお、下記 b. により付与株式数（以下に定義する）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

b. 新株予約権の数

当社取締役が付与する新株予約権は 70 個（うち社外取締役 20 個）、当社監査役に付与する新株予約権は 10 個をそれぞれ各事業年度において付与する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という）は、1 株とする。ただし、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、当社が必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の 1 株あたりの金額（以下「行使価額」という）は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、その他行使価額の調整を行うことが適切であると認められる場合には、当社が必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日より 3 年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）が権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ② 対象者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める条件により、相続人がこれを行行使することができる。
- ③ 対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- ④ その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と対象者の間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 新株予約権その他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上